別記様式第１号

|  |
| --- |
| **誓　約　書**群馬県知事　　あて　 年　 月　 日から　　　 年　 月　 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。※　下線部分は申請区分に応じて修正してください。　　第９条の３（産業廃棄物収集運搬業）　　第10条の４の２（産業廃棄物処分業）　　第10条の12の２（特別管理産業廃棄物収集運搬業）　　第10条の16の２（特別管理産業廃棄物処分業）年　　月　　日　　　　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）【特定不利益処分】①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第７条の３及び第14条の３(法第14条の６において準用する場合を含む。))②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第９条の２及び第15条の２の７)③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15条の３)④再生利用認定の取消し(法第９条の８第９項(法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。))⑤広域処理認定の取消し(法第９条の９第10項(法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。))⑥無害化処理認定の取消し(法第９条の10第７項(法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。))⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項）⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の３)⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項（法第19条の10第２項において準用する場合を含む。）及び第19条の６第１項) |